

令和2年4月17日

こども園・保育所 登園自粛を 可能な方は「家庭保育」にご協力ください。

概要

4月16日に国から全国に緊急事態宣言が出されました。

公立認定こども園・保育所については開園しますが、認定こども園等での集団生活における感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な場合は、登園の自粛をお願いすることとします。

対象者

公立認定こども園・保育所を利用する保護者のうち、家庭での保育が可能な方。

※ 仕事を休むことが困難で保育が必要な場合は、保育が可能です。

※ 仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早目のお迎えをしていただくなど、利用時間の短縮にご協力をお願いしています。

登園自粛の期間

令和2年4月18日（土）から5月6日（水）まで

※ 今後の感染症の拡大状況等により、延長する可能性があります。

期間中の保育料等について

自粛期間中の保育料（0～2歳児）については、登園を自粛した日数分を日割り計算により減免します。

公立施設の副食費（3～5歳児）については、登園を自粛した日数に応じて、減免を予定しています。

問い合わせ

福祉部 社会福祉課 子ども福祉係 担当：宮川，水馬

T E L 0846-22-7742 F A X 0846-22-5311